

# ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 45

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

## ○還付金詐欺などの「特殊詐欺」にご注意！

7 月上旬から中旬にかけて、札幌市白石区、豊平区、手稲区の家庭に区役所職員をかたる者から還付金等詐欺の予兆電話が多数掛かってきて、一週間で 3 件の被害が発生。

いずれも「保険料の払い戻しがあります。」「5 年分の還付金を受け取れます。」などと電話がきた後に、手続きのために ATM へ行くように指示され、携帯電話で説明を受けながら ATM を操作すると、犯人の口座に振り込んでしまいました。

このような還付金等詐欺では、これまでは、スーパーやコンビニの ATM へ行くように指示されることが多かったが、最近では、JR や地下鉄の駅構内に設置された ATM へ行くように指示され、被害に遭うケースが増えております。

## △架空請求詐欺（名義貸し）に関する電話にご注意！

商社などを名乗る者から「投資の権利が当たった。投資をしないなら名義を貸してくれないか。」などと、名義貸しを持ちかけて、後日、別の会社名を名乗る者から「名義を貸しただろう。」「名義貸しは、犯罪だ。警察に逮捕される。」「弁護士に頼めば、罪に問われない。」などとお金を要求してきます。また、金融機関などの窓口でお金を引き出す際に、用途を聞かれたら「リフォーム代」、「孫の入学祝金」、「車の購入資金」などと説明するよう指示して来る。被害者は、犯人から脅されているため、家族や友人などにも、被害に遭ったことを言わない場合がほとんどです。家族や友人などが、急にお金が必要としている場合には、詐欺に遭っていることを疑って、詳しく話を聞いてください。

## □副業を持ちかける詐欺にご注意！

簡単にお金を稼ぐことができる「副業」をウェブサイトやメールで持ちかけて、お金をだまし取られる詐欺被害が増えています。

ウェブサイトやメールで「相談にのるだけ」、「寝ながらできる」、「メールのやりとりをするだけ」などと、在宅で副業が出来ると宣伝して、登録して利用した人に対して、登録料や情報料が必要だと言われて、逆にお金をだまし取るものです。

「メールの文字化け解除料」や「サイト利用ポイントの購入費用」などと説明されて、お金を要求されるケースもあり、約 100 万円をだまし取られた被害者もおります。

また、被害者の多くは女性であるため、女性の方は、特に注意が必要です。

(情報提供元：北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係)

# 相談事例(稚内市消費者センター)

## ● 倒産した脱毛エステ店へ支払ったお金の回収のケース

### 【 相 談 内 容 】

3年前の12月に他市Aの脱毛エステ店(支店)で契約し、三カ月毎位に通っていた。

途中から他市Bの店舗(本店)で脱毛エステを受けながら、本年2月中旬に契約最後のエステを受けた。

終了後に追加契約を勧められ、6回で2万円強をカードで支払った。

本日(5月中旬)エステの予約をするために、他市Bの店舗へ架電したが繋がらない。

ネットで調べるとその事業者は、倒産したと載っていた。

契約書は、見当たらない。どのように対処したら良いだろうか。

### 【 対 処 】

当該事業者について確認すると、破産手続きをしている状態であった。

現在までに分かっている事を調べて相談者へ次のように伝えた。

債権者へは、順次連絡が行くこととなっており、相談者宛に封書による連絡が来るので待ってもらいたい。

代理弁護士事務所が指定されているので、書類が届くまで不安であれば、直接電話で申し立てを行ってはどうかと説明し、担当弁護士名と連絡先の電話番号を教えた。



## 困った時には、稚内市消費者センターへ相談してください。

相談受付時間:月曜日~金曜日午前10時~午後4時(祝祭日は除く)

電話 0162-23-4133

FAX 0162-23-4134

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

☆☆☆ 無料法律相談の活用を! ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回(原則、第2日曜日)実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 8月19日 ・ 9月9日 ・ 10月14日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は1人25分)

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413